

線量限度は計画被ばく状況に適用される

- 職業人（実効線量）
 - 1年間 50 ミリシーベルト かつ
 - 5年間 100 ミリシーベルト
- 一般公衆（実効線量）
 - 1年間 1 ミリシーベルト

（例外）医療被ばくには適用しない

- ・ 個々のケースで正当化
- ・ 防護の最適化が重要



放射線防護の原則の3つ目は、線量限度の適用です。国際放射線防護委員会(ICRP)の2007年勧告では、放射線作業（緊急時の作業を除く）を行う職業人の実効線量の限度は5年間で100ミリシーベルト、特定の1年間に50ミリシーベルトと定められています。

一般公衆の場合、実効線量限度は年間1ミリシーベルトと定められています。

線量限度は、管理の対象となるあらゆる放射線源からの被ばくの合計が、その値を超えないように管理するための基準値です。線量限度を超えなければそれで良いのではなく、防護の最適化によってさらに被ばくを下げる努力が求められます。このことから、線量限度はそこまで被ばくして良いという値ではなく、安全と危険の境界を示す線量でもありません。

なお、医療被ばくには線量限度を適用しません。これは、医療被ばくに線量限度を適用してしまうと、必要な検査や治療を受けられないケースが生じ、患者の便益を損なうおそれがあるからです。

本資料への収録日：2013年3月31日

改訂日：2015年3月31日